特定化学物質の取扱量　集計結果（令和2年度　新座市）

物質区分　1：第1種指定化学物質　2：第2種指定化学物質　3：県規則で定める物質　　単位：kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数	順位	取扱量	順位	使用量	製造量	取り扱う量
1	53	エチルベンゼン	6	3	122,800	6	0	0	122,800
1	80	キシレン	7	2	677,000	2	0	0	677,000
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	2	9	14,400	10	14,400	0	0
1	262	テトラクロロエチレン	1	12	1,800	16	1,800	0	0
1	281	トリクロロエチレン	1	12	2,100	15	2,100	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	8	1	474,660	3	660	0	474,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	6	3	63,000	9	0	0	63,000
1	300	トルエン	6	3	1,460,000	1	0	0	1,460,000
1	304	鉛	1	12	220,000	5	220,000	0	0
1	308	ニッケル	1	12	12,000	11	12,000	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	6	3	445,000	4	0	0	445,000
1	400	ベンゼン	6	3	84,000	7	0	0	84,000
1	412	マンガン及びその化合物	2	9	6,900	13	6,900	0	0
3	2	アンモニア（アンモニア水を含む）	1	12	530	17	530	0	0
3	5	塩化水素（塩酸を含む）	1	12	8,400	12	8,400	0	0
3	21	硝酸	2	9	2,220	14	2,220	0	0
3	41	硫酸（三酸化硫黄を含む）	3	8	63,640	8	63,640	0	0
		合計	―	―	3,658,450	―	332,650	0	3,325,800

※1　取扱量について
　取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量
　　使用量　　：事業所において事業活動に伴い使用した量
　　製造量　　：事業所において製造した量
　　取り扱う量：事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2　その他
　本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。
　報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。